

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

原 議 永 年 保 存					
共	00	00	10	31	5年
宮 本 鑑 第 1 5 0 号					
平 成 2 9 年 2 月 2 1 日					
宮 城 県 警 察 本 部 長					

宮城県警察機動鑑識隊運営要綱の一部改正について（通達）

宮城県警察機動鑑識隊（以下「機動鑑識隊」という。）の運営については、「宮城県警察機動鑑識隊運営要綱の制定について（通達）」（昭和52年10月1日付け宮警本鑑第2372号）及び「宮城県警察機動鑑識隊運営要綱の一部改正について（通達）」（平成4年8月19日付け宮警本鑑第2217号）により実施していたところであるが、この度、別添のとおり宮城県警察機動鑑識隊運営要綱の一部を改正したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、これに伴い、前記2通達は廃止する。

記

1 改正の要点

- (1) 機動鑑識隊は、出動事件の発生地を管轄する警察署長の要請による出動のほか、警察本部の捜査を主管する課の長、宮城県警察鉄道警察隊長及び宮城県警察高速道路交通警察隊長の要請による出動ができることとした。
- (2) 文言の整理等所要の整備を行った。

2 施行期日

平成29年4月1日

別添

宮城県警察機動鑑識隊運営要綱

第1 目的

この要綱は、宮城県警察組織規則（昭和37年宮城県公安委員会規則第2号）第3条第4項の規定により刑事部鑑識課に置かれた宮城県警察機動鑑識隊（以下「機動鑑識隊」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 用語の定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1 出動事件

第3に規定する事件をいう。

2 捜査本部長

捜査本部を設置した事件の捜査本部長をいう。

3 捜査主管課

警察本部の捜査を主管する課をいう。

4 所轄警察署等

出動事件の発生地を管轄する警察署並びに宮城県警察鉄道警察隊及び宮城県警察高速道路交通警察隊をいう。

第3 任務

機動鑑識隊は、次に掲げる出動事件の現場鑑識活動及びこれに付随する業務に従事することを任務とする。

1 殺人、強盗、強姦、放火等の重要事件

2 重要施設における、又は大規模な火災事件

3 爆発事故、航空機事故、列車事故等の大規模な業務上過失事件

4 略取誘拐事件

5 暴力団の対立抗争事件

6 銃砲、火薬、薬品等を使用した特異事件

7 多数の死傷者を伴う重大又は特異な交通事故事件

8 重要窃盗事件

9 その他刑事部鑑識課長（以下「鑑識課長」という。）が必要と認める事件

第4 活動区域

機動鑑識隊の活動区域は、県下全域とする。ただし、前記第3－8に規定する出動事件については、仙台市内及びその周辺地域を活動区域とする。

第5 出動

1 機動鑑識隊は、出動事件の発生を認知したときは、直ちに出動するものとする。

2 捜査主管課の長（以下「捜査主管課長」という。）及び所轄警察署等の長（以下「所轄警察署長等」という。）は、出動事件が発生し機動鑑識隊の応援を必要とするときは、鑑識課長にその出動を要請することができる。

第6 指揮

機動鑑識隊の隊長（以下「隊長」という。）は、鑑識課長の命を受け、現場鑑識

活動の指揮を行う。

第7 相互協力

機動鑑識隊は、地域部通信指令課、捜査主管課及び所轄警察署等と緊密な連絡を保ち、相互に協力しなければならない。

第8 引継ぎ

機動鑑識隊が現場鑑識活動を終了したときは、採取資料を関係書類とともに速やかに捜査本部長、捜査主管課長又は所轄警察署長等に引き継がなければならない。

第9 勤務計画

隊長は、毎月25日までに翌月の勤務計画を策定するものとする。

第10 報告

- 1 隊員は、勤務中に処理した事項を勤務日誌に記載し、鑑識課長に報告しなければならない。
- 2 隊長は、前月の活動状況を鑑識課長に報告しなければならない。

第11 細目事項

この要綱に定めるもののほか、機動鑑識隊の運営に関し必要な事項は、鑑識課長が別に定める。